

記載要領

1 ※印欄には、記載しないこと。

2 表面下方の申請者欄には、氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)を記載して下さい。

3 「7港湾ごとの自らが営んでいる港湾運送事業の種類」の欄には、自らが営んでいる港湾運送事業の種類を、「船内荷役作業」、「はしけ運送事業」、「沿岸荷役事業」、「いかだ運送事業」、「船舶貨物整備事業」、「倉庫荷役事業」及び「港湾荷役事業」の区分に従って、港湾ごとに記載して下さい。

船内荷役事業：船内作業を行う事業

はしけ運送事業：はしけ作業を行う事業

沿岸荷役事業：沿岸作業を行う事業

いかだ運送事業：いかだ作業を行う事業

船舶貨物整備事業：船舶貨物整備作業を行う事業

港湾荷役事業：港湾荷役作業を行う事業

船内作業：港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)

はしけ作業：港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為

沿岸作業：港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)

いかだ作業：港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為

船舶貨物整備作業：港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)

倉庫作業：港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)

港湾荷役作業：船内作業及び沿岸作業

4 9欄には、役員(法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人)及び港湾労働法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。また、該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

5 「10港湾ごとの派遣事業対象業務の種類(変更前)」の欄及び「11港湾ごとの派遣事業対象業務の種類(変更後)」の欄には、労働者派遣により港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務の種類を、「船内作業」、「はしけ作業」、「沿岸作業」、「いかだ作業」、「船舶貨物整備作業」、「倉庫作業」及び「港湾荷役作業」の区分に従って、港湾ごとに記載して下さい。

6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。